

「戦略的省エネルギー技術革新プログラム/
省エネルギー技術開発事業の重要技術に係る
周辺技術・関連課題の検討(平成 27 年度第 2 回)」
に係る公募要領

(平成 27 年 11 月)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

省エネルギー部

「戦略的省エネルギー技術革新プログラム/省エネルギー技術開発事業の重要技術に係る
周辺技術・関連課題の検討(平成 27 年度第 2 回)」の公募について
(平成 27 年 11 月)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、下記調査事業の実施者を一般に広く募集いたしますので、本調査について受託を希望する方は、本要領に従い御応募ください。

1. 件名

「戦略的省エネルギー技術革新プログラム/省エネルギー技術開発事業の重要技術に係る周辺技術・関連課題の検討(平成 27 年度第 2 回)」

2. 調査内容／事業の概要

(1) 目的

産業、民生(家庭・業務)、運輸の各部門における需要側の省エネルギーに係る課題を克服し、省エネルギーに係る革新的技術の実用化を着実に進めるため、平成 24 年度から「戦略的省エネルギー技術革新プログラム」(以下、「本プログラム」という。)を実施している。

本プログラムは、開発リスクの高い革新的な省エネルギー技術について、省エネ技術の製品化まで支援する提案公募型の事業であり、インキュベーション開発、実用化開発、実証開発の3つのフェーズを設定することで様々な開発リスクに対応するとともに、より一層省エネルギーを推進する技術を重要技術として選定し、優先的に採択している。

重要技術については、平成26年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画の改定等を受けて同年7月に見直しを行い、同月に実施した本プログラムの第 2 回公募から適用しているが、重要技術の領域が広域で多岐にわたることから、更なる技術シーズの発掘・育成や技術課題の解決を推進するため、重要技術を対象とした調査内容及びその実施先の募集を行うものである。

(2) 内容

別添に掲げる「重要技術」を対象とした調査内容及びその実施先を募集する。

高度な技術シーズを保有する企業・大学等が省エネルギーの重要技術分野で製品化・事業化を目指す際に、保有するシーズの分析・評価を含む先行技術調査や、必要となる要素技術やビジネスリソースの明確化、連携フォーメーションの検討、省エネルギー効果量の試算等のビジネスプランに係る調査・分析・検討・評価等の取組を実施することは、事業性をより確実なものにするために不可欠である。こうした調査を実施することで優位性、新規性の高い技術シーズを発掘・抽出するとともに、本プログラムへ提案する際の提案内容の充実・強化を図ることを目的とする。

具体的には、今後、本プログラムを活用した開発を予定している企業・大学等の研究機関が実施する、技術動向調査(特許調査を含む)、市場調査(省エネルギー効果量想定調査を含む)及び研究体制構築の検討等の調査を対象とする。

(3) 調査期間

NEDOが指定する日(平成 27 年度)から平成 28 年 6 月 17 日(金)まで

(4) 予算額

1 件 1 0 百万円以内。

3. 応募要領

(1) 応募資格

次の a. から d. までの全ての条件を満たすことのできる、単独ないし複数で受託を希望し、日本国内に研究開発拠点を有している企業、大学等とします。

- a. 当該技術又は関連技術についての調査研究等に関する業務実績を有し、かつ、事業目標の達成及び事業計画の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- b. 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- c. NEDO が事業を推進するうえで必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- d. 論文、特許（出願中を含む）等でキーテクノロジーを保有していることを示すことができること。

(2) 実施体制等の要件

- a. 企業又は大学等（国公立研究機関、国立大学法人、公立大学法人、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人等）であり、本プログラムに今後応募する予定であること。
なお、現在本プログラムを実施していて、今後審査を経てフェーズアップするために本調査へ応募することも可能。
また、過去に本プログラムを実施した者でも、今後、本プログラムに応募する予定があれば本調査へ応募することも可能。
- b. 日本国内に研究開発拠点を有する法人であること。
- c. 特許（出願中を含む）、論文等で、調査の根拠となり省エネルギーに資する技術を保有していることを示すことができること。
- d. 調査を円滑に遂行するために必要な場合には、シンクタンク等の調査機関を再委託先に含めることを可能とする。調査機関は、調査に適したところであれば規模の大小・企業・団体等によらない。ただし、調査機関単独での応募は不可とする。再委託費は委託先との契約金額の 50% 未満とすること（複数の委託先がある場合は、各々 50% 未満であること）。
注）国立研究開発法人および独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先への資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(3) 対象となる調査項目

本プログラム提案時の提案内容の充実・強化を図るため、技術シーズの優位性・新規性の確認、技術開発後の事業性の明確化などの調査を対象とします。

具体的な調査項目を下記に例示します。

- a. 保有するシーズの既存技術に対する優位性の分析
- b. 特許等の先行技術調査
- c. 事業化を想定した場合に追加的に必要となる要素技術
- d. 技術開発を進めるうえで望ましい連携フォーメーションの検討
- e. 事業化を想定した場合に必要なビジネスリソースの明確化
- f. 技術開発により期待される省エネルギー効果量の試算
- g. 事業性をより確実なものにするためのビジネスモデル 等

(4) 応募方法

- a. 応募者は本要領に従い提案書類を作成し、「5.提案書類の提出期限及び提出先」に基づいて御提出ください。なお、FAX 及び E-mail での提案書類の提出は受け付けられません。

- b. 次の公募関連書類がダウンロードできますので、御参照ください。

PDF 仕様書

WORD 提案書類

▽業務委託契約標準契約書

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

(5) 説明会の開催

当該公募の内容、契約に係る手続き、提出する書類等についての説明会を次の日程により開催いたします。説明は日本語で行います。出席希望の企業等は、所属機関名、出席者の連絡先（TEL 及び FAX 番号、電子メールアドレス）を前日までに下記メール宛てに御連絡ください。

<説明会の会場、日時>

日時：平成 27 年 11 月 11 日(水) 10 時 00 分～11 時 30 分

会場：川崎市産業振興会館 第 3 研修室 (9階)

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町 66-20

申し込み先 E-mail：shouene-chousa@ml.nedo.go.jp

4. 審査等

(1) 審査

以下の審査基準に基づき提案書類を審査します。なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんので御了承願います。

(2) 審査基準

- a. 調査の目標が NEDO の意図と合致していること。
- b. 調査の方法、内容等が優れていること。
- c. 調査の経済性が優れていること。
- d. 関連分野の調査等に関する実績を有すること。
- e. 当該調査を行う体制が整っていること。
- f. 経営基盤が確立していること。
- g. 当該調査等に必要な研究員等を有していること。
- h. 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有すること。
- i. 仕様書別添の重要技術一覧のいずれかに該当する調査であること。
- j. 省エネルギーに資するキーテクノロジーを保有していること。
- k. 本調査を踏まえた本プログラムへの提案内容と、本プログラム実施後の事業化シナリオを具体的に示すこと。

(3) その他留意事項

○公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。 ※1) 及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。 ※2) に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。あわせて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた

場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください: 経済産業省ホームページ

<

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.htmlへリンク>

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください: NEDO ホームページ

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.htmlへリンク>

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、当機構の事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1~5 年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。
 - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

○研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4)に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や

本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ホームページ
<

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.htmlへリンク>

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ホームページ
<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.htmlへリンク>

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合
国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。
なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

○NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html>へリンク

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

○独立行政法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、資料4のとおり、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのホームページで公表することがございます。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

5.提案書類の提出期限及び提出先

(1) 提出期限：平成27年12月4日(金)12時00分(正午)必着(郵送又は持参。提出された提案書類に不備がある場合は、受理できません。)

※持参の場合、受付は土日祝日を除く10:00-12:00、13:00-17:00、最終日は12:00まで。

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDOホームページにてお知らせいたします。

なお、メール配信サービス(<http://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>)に御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。ぜひ御登録いただき、御活用ください。

(2) 提出先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

省エネルギー部 担当者名 長谷川、杉村

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー19階

※持参の場合は、16階「総合案内」で受付を行い受付の指示に従ってください。

6.注意事項

(1) 特許等の取り扱い

本調査事業で得られた特許はバイドール対象です。事業者が複数等の場合には、調査事業が始める前に成果の取り扱いを定め、契約書等の写し(1部)をNEDOに提出していただきます。

(2) 経理処理、成果の報告(主なもの)

本調査事業は会計年度をまたぎます。よって下記の対応が必要です。

<平成28年3月下旬>

年度末中間検査の受検(年度末の会計の締め作業)、

中間年報の提出(web掲載、調査事業の途中経過の報告)が必要です

<平成28年7月初旬>

確定検査の受検(事業終了にあたっての会計の締め作業)

事業終了日の翌日から60日以内に成果報告書(web公開)の提出義務があります

7.問い合わせ

本公募に関するお問い合わせは、下記までE-mailにてお願いします。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

省エネルギー部 長谷川、杉村

E-mail: shouene-chousa@ml.nedo.go.jp